（別紙）

対象年度：令和６年度～令和８年度

所得段階	対象者		負担割合	９期保険料		差額（年額）
				年額	月額	
第１段階	生活保護受給者		基準額×0.455〔0.285〕※	28,392円［17,784円］	2,366円〔1,482円〕	192円［864円］
	住民税非課税世帯	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人				
第２段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.685〔0.485〕※	42,744円［30,264円］	3,562円〔2,522円〕	444円［2,064円］
第３段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額×0.69〔0.685〕※	43,056円［42,744円］	3,588円〔3,562円〕	756円［3,264円］
第４段階	住民税課税世帯で本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	56,160円	4,680円	5,400円
第５段階（基準段階）		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額×1.00	62,400円	5,200円	6,000円
第６段階	住民税本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	74,880円	6,240円	7,200円
第７段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	81,120円	6,760円	7,800円
第８段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	93,600円	7,800円	9,000円
第９段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	106,080円	8,840円	10,200円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	118,560円	9,880円	11,400円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	131,040円	10,920円	18,240円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	143,520円	11,960円	30,720円 11段階との差
第13段階		合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	基準額×2.40	149,760円	12,480円	31,320円 12段階との差
第14段階		合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.50	156,000円	13,000円	37,560円 12段階との差
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.60	162,240円	13,520円	38,160円 13段階との差
第16段階		合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.70	168,480円	14,040円	44,400円 13段階との差
第17段階		合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×2.80	174,720円	14,560円	50,640円 13段階との差

※〔　　〕の金額は公費投入による負担軽減後の保険料率及び保険料額。

対象年度：令和３年度～令和５年度

所得段階	対象者		負担割合	８期保険料	
				年額	月額
第１段階	生活保護受給者		基準額×0.5〔0.3〕※	28,200円［16,920円］	2,350円〔1,410円〕
	住民税非課税世帯	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人			
第２段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75〔0.5〕※	42,300円［28,200円］	3,525円〔2,350円〕
第３段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額×0.75〔0.7〕※	42,300円［39,480円］	3,525円〔3,290円〕
第４段階	住民税課税世帯で本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	50,760円	4,230円
第５段階（基準段階）		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額×1.00	56,400円	4,700円
第６段階	住民税本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	67,680円	5,640円
第７段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	73,320円	6,110円
第８段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	84,600円	7,050円
第９段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	95,880円	7,990円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.90	107,160円	8,930円
第11段階		合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額×2.00	112,800円	9,400円
第12段階		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.10	118,440円	9,870円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.20	124,080円	10,340円

第14段階から第17段階を新設

第４条第２項から第４項において、第１段階から第３段階までの低所得軽減に伴う保険料額を規定する。